

令和4年第1回
箕面市農業委員会総会会議録
令和4年1月17日（月）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和4年1月17日(月)
午後4時00分から午後4時52分まで

2. 出席委員(21名)

1 番	稲垣 恵一	2 番	神代 繁近	3 番	川上 加津子
4 番	笹川 治久	5 番	長澤 昇	6 番	麻生 忠
7 番	中井 徳治	8 番	牧野 弘	9 番	岸本 信夫
10 番	坂本 豊廣	11 番	岡沢 聡	12 番	尾崎 孝
13 番	稲野 実	14 番	笹川 悦子	15 番	中西 利一
16 番	中村 孝三	17 番	長澤 均	18 番	中井 啓二
19 番	加藤 博一	20 番	野口 康夫	21 番	中井 博幸

3. 会議録署名委員 12 番 尾崎 孝、13 番 稲野 実

4. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治、
参事 竹内 亜衣、主任 辻岡 昌樹、美谷 一哉

5. 議事日程

第1号議案	農地法第3条の規定による所有権移転許可の件
第2号議案	農地法第3条の規定による賃借権移転許可の件
第3号議案	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請の件
第4号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第5号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第6号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第7号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第8号議案	農用地利用集積計画の作成の件
第9号議案	農地中間管理事業における農用地利用集積計画(一括方式)の作成の件
第10号議案	農地中間管理事業における農用地利用集積計画(一括方式)の作成の件
第11号議案	農地中間管理事業における農用地利用集積計画(一括方式)の作成の件
第12号議案	農地中間管理事業における農用地利用集積計画(一括方式)の作成の件
報告第1号	専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第2号	専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第3号	事務処理の報告の件(農業用施設設置報告受理)
報告第4号	農地等状況報告の件

令和4年第1回箕面市農業委員会総会

(開会 午後4時00分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和4年第1回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- 本日、案件が多数ございますので、説明や質疑については簡潔にまとめていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、欠席はなく委員21名全員出席となっております。
- 従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 (異議なし)
- 議長 それでは、12番 尾崎委員さん、13番 稲野委員さんをお願いします。
- まずはじめに、令和3年第12回総会において大阪府農業会議へ諮問を必要とする案件がありましたので、その結果について、事務局から報告いたします。
- 事務局 昨年12月16日開催の箕面市農業委員会総会で、採決されました第65号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件について、市街化調整区域農地の転用案件だったことから、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に諮問をするという手続きを行ったものです。
- その内容は、石丸地区の農地で、[REDACTED]ため、申請地を譲り受け[REDACTED]するという案件でした。
- 昨年12月17日に開催の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの答申を受けましたので、申請者あて、許可書の発行をいたしましたことをご報告します。
- 議長 次に、日程第2、第1号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
- 本件につきまして事務局の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました第1号議案につきましてご説明申し上げます。
- 議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

議長

中井徳治委員

議長

全委員

議長

事務局

申請地は、新稲[]、地目は台帳・現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]、[]氏、職業は[]、農作業歴は[]、耕作面積は[]平方メートル、通作距離は[]キロメートル、主たる従事者との関係は[]でございます。

譲渡人は[]、[]氏です。

なお、区域は市街化調整区域です。

以上、第1号議案のご説明といたします。

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第1号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]から北へ約[]メートル行ったところにある農地です。

譲受人の[]氏が自己農地の拡大を希望されており、このたび、譲渡人の[]氏から、所有権を移転しようとするものです。

[]氏はこれまでも、自己所有の農地で耕作をされており、耕うん機など農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

なお、向こう3年間の耕作する旨の誓約書も提出されており、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に日程第3、第2号議案、農地法第3条の規定による賃借権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

ただいま議題となりました第2号議案につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、萱野[]、地目は台帳・現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]、[]氏、職業は[]、農作業歴は[]年、耕作面積は[]平方メートル、通作距離は[]キロメートル、主たる従事者との関係は[]でございます。

議 長
麻 生 委 員

譲渡人は[]、[]氏です。

区域は市街化調整区域です。

なお、賃借権移転とはいわゆる小作権を売買するものです。

以上、第2号議案のご説明といたします。

本件につきまして、麻生委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

第2号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]から南西へ約[]メートル行ったところにある農地です。

現在、申請地を借り受けて耕作されている譲渡人の[]氏が、高齢のため耕作の継続が難しくなったことから、この度、譲受人の[]氏に、この農地に係る賃借権を移転しようとするものです。

[]氏は[]を務めながら、これまでも自己所有の農地でご家族とともに耕作をされており、トラクターなど農機具もお持ちですので、農業経営を営むことに問題はないと思います。

なお、向こう3年間の耕作する旨の誓約書も提出されており、農地法第3条第2項の各号に該当いたしませんので、許可しても問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員
議 長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

次に、日程第4、第3号議案、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第3号議案につきましてご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

申請地は、箕面[]、地目は、台帳・現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

区域は「市街化区域」です。

開設者は、[]氏で、農園名は

[]農園、契約期間は1年間、区画数・区画面積は[]区画、1区画[]平方メートル、利用料金は年間[]円となっており、給水設備は水道となっています。

以上、第3号議案のご説明といたします。

議長
牧野委員

本件につきまして、牧野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
第3号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
申請地の場所は、[]の北側にある農地です。

本件は、特定農地貸付法にもとづき、[]が市民農園を開設しようとするものです。

市民農園の開設形態としては、所有者自身による開設で、ひとつ[]平方メートルの区画を[]区画貸し付けるもので、貸付け期間は1年間、給水方法は水道です。

本件については、開設者の[]と箕面市の間において、市民農園の適切な管理と運営に関する貸付協定が締結されており、開設者のもとで、市民農園が適切に運営されるものと思います。

以上により、本件につきましては、特定農地貸付法第3条第3項の各要件を満たしておりますので、承認できるものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長
笹川治久委員

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

特定農地とは、一般の農地とは違い財産区の農地のことなのですか。

普通の農地の貸付と特定農地貸付ではどんな特例があるのか説明ください。

事務局

財産区だから特定農地というのではなく、市民農園を開設する手法がいくつかある中で、市と協定を結んで行う特定農地貸付法に基づく文言であり、ここが特別であるということではありません。

笹川治久委員
議長

了解いたしました。

他に質疑ご意見はありませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第4号議案から日程第9、第8号議案までは、すべて農用地利用集積計画の作成の件となります。

それでは、日程第5、第4号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案の説明に先立ちまして、第4号議案から第8号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら5件は、いずれも、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

議長
中井徳治委員

それでは、第4号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

申請地は、新稲[]、地目は、台帳・現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

借り手は[]、箕面市長 上島一彦氏、職業は行政機関です。

貸し手は、[]、[]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上、第4号議案のご説明といたします。

本件につきまして、中井徳治委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第4号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]を南西に約[]メートル行ったところにある農地です。

貸し手は、[]氏で、現在、申請地におきましては、借り手の箕面市が利用権の設定を受け、箕面市農業公社が耕作をしています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権の設定を行うものです。

なお、耕作については、引き続き、箕面市農業公社が担っていくとのことです。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているもので問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第6、第5号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第5号議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書2ページ、参考資料9ページからでございます。

申請地は粟生外院[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートル他[]筆の合計[]筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

借り手は西小路4丁目6番1号、箕面市長 上島一彦氏、職業は行政機関

です。

貸し手は[]、[]氏、設定する利用権の種類は使用貸借権、設定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までです。

以上、第5号議案のご説明といたします。

議長
坂本委員

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第5号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]を北に約[]メートル行ったところにある農地です。

貸し手は、[]氏で、現在、申請地におきましては、借り手の箕面市が利用権の設定を受け、箕面市農業公社が耕作をしています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権の設定を行うものです。

なお、耕作については、引き続き、箕面市農業公社が担っていくとのこと
です。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている
ので問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、
原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

全委員
議長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決
定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第7、第6号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第6号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書2ページ、参考資料11ページからでございます。

申請地は栗生外院[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]
平方メートルです。

借り手は[]、[]氏、職業は[]で
す。

貸し手は[]、[]氏、設定する利用権の種類
は使用貸借権(解除条件付)、設定期間は令和4年4月1日から令和7年3
月31日までです。

以上、第6号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

坂本委員

第6号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]の南側にある農地です。

貸し手は、[]氏で、現在、申請地におきましては、借り手の[]氏が耕作しています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権の設定を行うものです。

[]氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、これまでもしっかり耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第8、第7号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました、第7号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料13ページからでございます。

申請地は、上止々呂美[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートル他[]筆の合計[]筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

借り手は、[]、[]氏、職業は[]です。

貸し手は、[]、[]氏、設定する利用権の種類は、使用貸借権(解除条件付)、設定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。

以上、第7号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いします。

尾崎委員

第7号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]から北に約[]メートル行ったところにある[]筆の農地です。

貸し手は、[]氏で、現在、申請地におきましては、借り手の[]

氏が耕作しています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権の設定を行うものです。

氏におかれましては、主に栗を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第9、第8号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第8号議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書3ページ、参考資料15ページからでございます。

申請地は、下止々呂美、地目は、台帳、現況、面積は平方メートル他筆の合計筆で、面積の合計は平方メートルです。

借り手は、氏、職業はです。

貸し手は、氏、持ち分3分の1他2名、設定する利用権の種類は賃借権、設定期間は令和4年7月1日から令和9年6月30日までです。

以上、第8号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、尾崎委員さんに調査内容の報告をお願いします。

尾崎委員 第8号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、から南へ約メートルに位置する筆の農地です。

貸し手は、氏で、現在、申請地におきましては、借り手の氏が耕作しています。

この度、期間満了を迎えるにあたり、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、改めて利用権の設定を行うものです。

氏におかれましては、主に野菜・果樹を栽培されており、これまでもしっかりと耕作をされていますので、引き続き問題なく耕作をされるものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第10、第9号議案から日程第13、第12号議案までは、すべて農地中間管理事業における農用地利用集積計画（一括方式）の作成の件となります。

それでは、日程第10、第9号議案および日程第11、第10号議案につきまして、借り手が同一ですので一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第9号議案から第12号議案に共通する事項について一括してご説明いたします。

これら4件は、いずれも、箕面市長より農地中間管理事業における農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、委員会の決定を求められたものであり、いずれも農地中間管理機構は、大阪市[]、一般財団法人[]理事長[]氏、となります。

それでは、第9号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料17ページからでございます。

申請地は、栗生外院[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は、[]平方メートル他[]筆の合計[]筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

借り手は、[]、[]氏、貸し手は、[]、[]氏、設定する利用権の種類は、使用貸借権、設定期間は令和4年1月20日から令和7年1月31日までです。

続きまして第10号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料17ページからでございます。

申請地は、栗生外院[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

借り手は、第9号議案と同一で、貸し手は、[]、[]氏、設定する利用権の種類は、使用貸借権、設定期間は令和4年

議長
坂本委員

1月20日から令和7年1月31日までです。

以上、第9号議案及び第10号議案のご説明といたします。

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第9号議案及び第10号議案につきまして、調査内容のご報告を申し上げます。

申請地は、両議案とも[]の東側に位置する[]筆の農地です。

各農地の貸し手は、第9号議案は、[]氏、第10号議案は、[]氏で、両者は親子関係であり、この度、借り手の[]氏が、農地中間管理事業にもとづき、新たに権利の設定を行うものです。

[]氏は、[]の出身者で、現在、知り合いの農家を手伝いながら野菜を栽培されており、[]での経験を生かし今後も問題なく耕作をされていくものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員
議長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第12、第11号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第11号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料19ページからでございます。

申請地は、外院[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は、[]平方メートル他[]筆合計[]筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

借り手は、第9号、第10号議案と同一で、貸し手は、[]、[]氏、設定する利用権の種類は、使用貸借権、設定期間は令和4年1月20日から令和7年1月31日までです。

以上、第11号議案のご説明といたします。

議長
中西委員

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第11号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

議 長

申請地の場所は、[]の北側約 []メートルのところに
ある筆の農地で、貸し手は []氏です。

借り手は、[]氏で、この度、農地中間管理事業にもとづき、新たに
権利の設定を行うものです。

[]氏は、[]の出身者で、[]での経験を生かし今後も
問題なく耕作をされていくものと思われます。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、
問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、
原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、
これにご異議ございませんか。

全 委 員
議 長

(異議なし)

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決
定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に、日程第13、第12号議案を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第12号議案につきまして、ご説明申し上げま
す。

議案書4ページ、参考資料21ページからでございます。

申請地は、外院 []、地目は、台帳 []、現況 []、面積は []平
方メートルです。

借り手は、[]、[]氏で、貸し手は、[]
[]氏、持ち分4分の3、他1名、設定する利用権の種類
は、使用貸借権、設定期間は令和4年2月1日から令和9年1月31日です。

以上、第12号議案のご説明といたします。

議 長
中 西 委 員

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いします。

第12号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、[]の北側約 []メートルのところに
ある農地で、貸し手は []氏です。

借り手は []氏で、現在、箕面市内の農地で耕作されており、この度、
経営規模を拡大するため、農地中間管理事業にもとづき、新たに権利の設定
を行うものです。

[]氏は、主に野菜を栽培されており、ほかの農地でもしっかり耕作をさ
れていますので、問題なく耕作をされていくものと思います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、

議

長

問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議

長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第1号から第3号までの3件の質疑につきましては、後ほど、一括して行います。

それでは、日程第14、報告第1号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第1号につきまして、ご説明申し上げます。議案書5ページ、参考資料は23ページからでございます。

届出地は、栗生新家■■■■■、地目は、台帳・現況ともに■■■、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■、■■■■■氏、職業は■■■、転用目的は■■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和3年12月27日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第1号のご説明といたします。

議

長

坂 本 委 員

本件につきまして、坂本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

報告第1号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■、■■■■■から東へ約■■■■メートル行っただころにある農地です。

届出人の■■■■■氏が、■■■■■のため4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側、南側及び東側は■■■■■、西側は■■■■■となっており、雨水は道路側溝へ放流し、汚水等は南西側の公共下水道へ接続されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議

長

次に日程第15、報告第2号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第2号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書5ページ、参考資料は25ページからでございます。

届出地の所在は、今宮■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■
■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■、■■■■
■■■■氏、職業は■■■■です。

譲渡人は、■■■■、■■■■氏、持ち分3分の1、他2名、
転用目的は、■■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届
出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和3年12月23日専決
し、処理するものでございます。

以上、報告第2号のご説明といたします。

議長
中西委員

本件につきまして、中西委員さんに調査内容の報告をお願いします。

報告第2号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■南側にある農地です。

譲渡人は、■■■■氏で、譲受人の■■■■が■■■■
■■■■を整備するため、所有権を移転するものです。

届出地の周辺につきましては、東側は■■■■、西側は■■■■
南側は■■■■、北側は■■■■となっており、雨水等は自然浸透です。

転用による周囲の農業経営への影響はないものと思われま

す。以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第16、報告第3号、事務処理の報告の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第3号につきましてご説明申し上げます。
議案書5ページ、参考資料27ページからでございます。

報告地は、稲■■■■、地目は台帳■■、現況■■、面積は■■■■平
方メートルの内■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■、■■■■氏、施設の概要は、■■■■
■■■■です。

周辺につきましては、北側・東側は■■■■、南側・西側は■■■■となっており、
農地はありません。

本届出は、令和3年12月16日に受理したものです。

以上、報告第3号のご説明といたします。

議長

それでは、ただいま報告のありました3件につきまして、質疑等ございま
したら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第17、報告第4号農地等状況報
告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

事務局から連絡事項はございますか。

事務局

(ガソリン小分け販売の状況・次回日程について連絡)

(新規就農者、農業公社職員の紹介を実施)

議長

これをもちまして令和4年第1回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時52分閉会)

上記は、令和4年第1回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長 稲垣 恵一

署名委員 稲野 実

署名委員 尾崎 孝